



つくばみらい市告示第125号

つくばみらい市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム見守りサポート事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月26日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム見守りサポート事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム見守りサポート事業実施要綱（令和2年つくばみらい市告示第122号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の2項を加える。

- 3 費用は、緊急通報装置を設置する日の属する月の翌月から、利用の廃止を行った日の属する月までの分を負担するものとする。ただし、同月内に設置及び廃止を行った場合は、当該月1月分の費用を負担するものとする。
- 4 第9条の2の規定により変更が生じたときの費用の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 第2項の規定に該当するときは、市は、変更の生じた日が属する月から費用を負担するものとする。
 - (2) 第2項の規定に該当しなくなったときは、利用者は、変更が生じた日が属する月の翌月から費用を負担するものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(変更の決定)

第9条の2 市長は、前条の規定により利用者から変更の届出があったときは、事業の継続利用の可否について継続利用を適当と認める場合で、かつ、費用の負担に変更があると確認した場合は、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム見守りサポート事業利用変更決定通知書（様式第5号の2）により、変更内容を利用者に通知するものとする。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム見守りサポート事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。